

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年7月12日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第17号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第9条財務部の款主計課の項中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、
第13号の次に次の1号を加える。

(14) 広告事業の統轄に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務局総務部文書課)